

以下の方々よりご依頼いただいております。

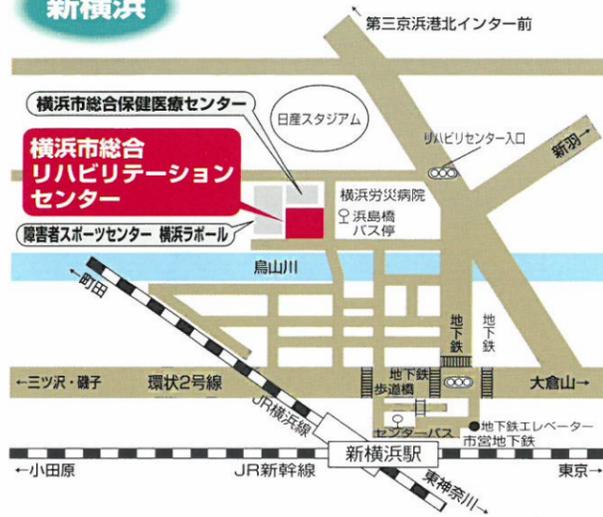
- 区福祉保健センター、児童相談所
- 地域包括支援センター（地域ケアプラザなど）
- 訪問看護ステーション
- 医療機関、福祉施設
- ご相談いただいたケアマネジャーなど支援従事者

担当機関

- 横浜市総合リハビリテーションセンター 地域支援課
旭・泉・港北・瀬谷・戸塚・中・南区方面
- 中山福祉機器支援センター 青葉・都筑・緑区方面
- 反町福祉機器支援センター 神奈川・鶴見・西・保土ヶ谷区方面
- 泥亀福祉機器支援センター 磯子・金沢・港南・栄区方面



新横浜



〒222-0035 横浜市港北区鳥山町1770
TEL 045-473-0666 Fax 045-472-8117
土日祝日休

中山



〒226-0011 横浜市緑区中山2丁目1-1
TEL 045-935-5489 Fax 045-935-5497
月曜日休館

反町



〒221-0825 横浜市神奈川区反町1-8-4
TEL 045-317-5471 Fax 045-317-5472
月曜日休館

泥亀



〒236-0021 横浜市金沢区泥亀1-21-5
TEL 045-782-2988 Fax 045-782-2996
月曜日休館

支援従事者の皆様へ

横浜市総合リハビリテーションセンター

在宅リハビリテーション事業のご案内



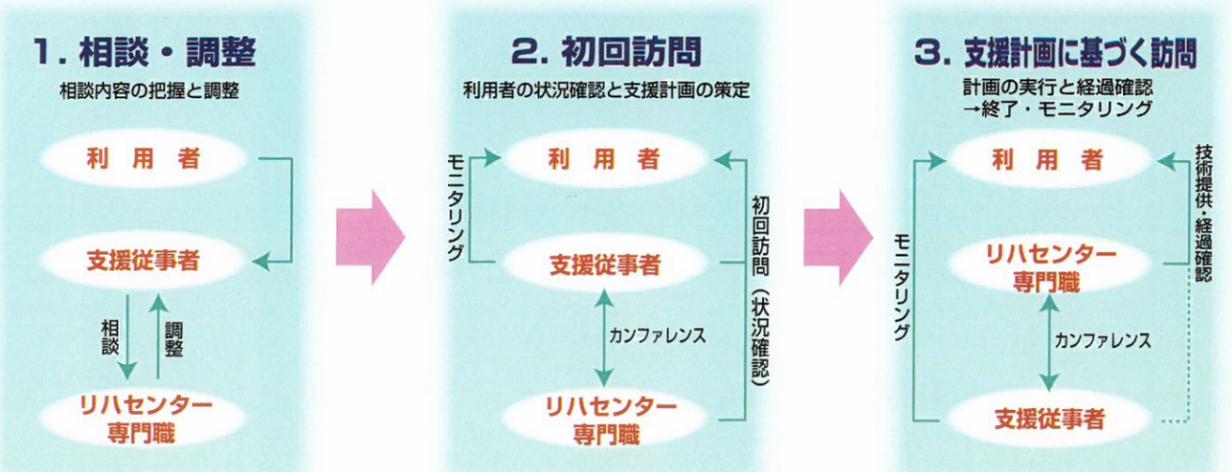
「在宅リハビリテーション事業」とは？

横浜市在住の障害児・者および高齢者の方々に対し、障害や加齢によって生じる生活上の問題の改善や軽減などを図ることを目指して、リハビリテーション専門職が訪問のうえ、関係機関と連携しながら、解決策を提案します。横浜市の事業であり、介護保険の訪問リハビリテーション（居宅サービス）とは異なります。



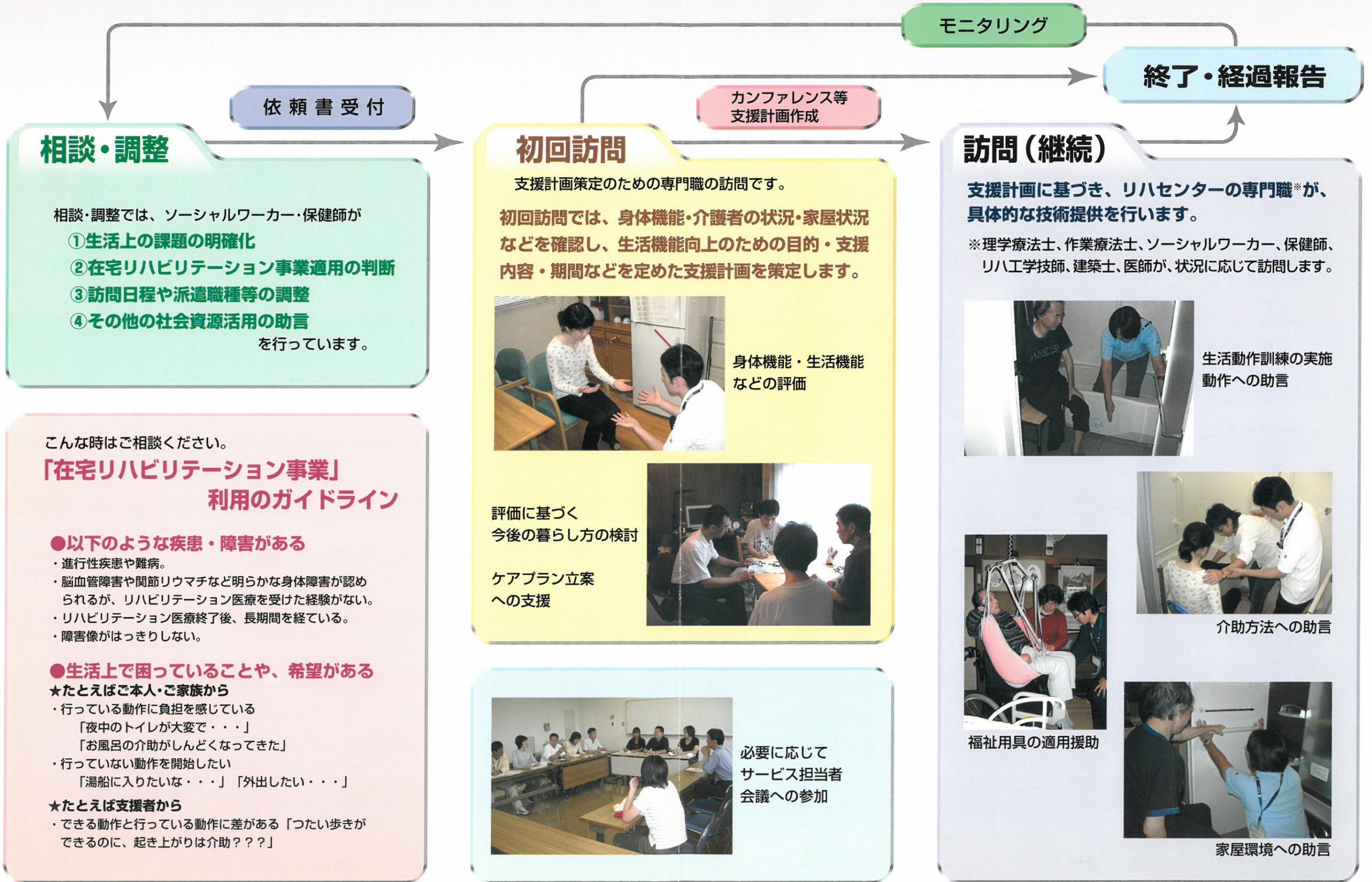
「在宅リハビリテーション事業」の流れ

在宅リハビリテーション事業の流れは、以下の図のとおりです。



※支援従事者：行政職員、ケアマネジャー、その他サービス提供者など

「在宅リハビリテーション事業」の具体的な流れ



相談・調整

相談・調整では、ソーシャルワーカー・保健師が

- ①生活上の課題の明確化
- ②在宅リハビリテーション事業適用の判断
- ③訪問日程や派遣職種等の調整
- ④その他の社会資源活用の助言

を行っています。

こんな時はご相談ください。

「在宅リハビリテーション事業」 利用のガイドライン

●以下のような疾患・障害がある

- ・進行性疾患や難病。
- ・脳血管障害や関節リウマチなど明らかな身体障害が認められるが、リハビリテーション医療を受けた経験がない。
- ・リハビリテーション医療終了後、長期間を経ている。
- ・障害像がはっきりしない。

●生活上で困っていることや、希望がある

★たとえばご本人・ご家族から

- ・行っている動作に負担を感じている
「夜中のトイレが大変で・・・」
「お風呂の介助がしんどくなってきた」
- ・行っていない動作を開始したい
「湯船に入りたいな・・・」 「外出したい・・・」

★たとえば支援者から

- ・できる動作と行っている動作に差がある「つたい歩きができるのに、起き上がりは介助??」

初回訪問

支援計画策定のための専門職の訪問です。

初回訪問では、身体機能・介護者の状況・家屋状況などを確認し、生活機能向上のための目的・支援内容・期間などを定めた支援計画を策定します。



身体機能・生活機能
などの評価

評価に基づく
今後の暮らし方の検討

ケアプラン立案
への支援



必要に応じて
サービス担当者
会議への参加



訪問(継続)

支援計画に基づき、リハセンターの専門職*が、具体的な技術提供を行います。

*理学療法士、作業療法士、ソーシャルワーカー、保健師、リハ工学技師、建築士、医師が、状況に応じて訪問します。



生活動作訓練の実施
動作への助言



介助方法への助言



福祉用具の適用援助



家屋環境への助言